

三島市における ChatGPT 等の生成 AI の利用ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、職員が市の業務で ChatGPT 等の生成 AI を利用する際に遵守または注意すべき事項を定めるものである。生成 AI は、業務効率の改善や新しいアイデア出しなどに役立つ反面、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性があるため、本ガイドラインに従い適切に生成 AI を利用すること。

2 定義

本ガイドラインにおいて「生成 AI」とは、対話形式で入力した情報に対して、AI が生成した創作物を出力する約款による外部のサービスのことをいう。

3 対象とする生成 AI

本ガイドラインが対象とする生成 AI は、米国 OpenAI 社が提供する ChatGPT とする。それ以外の生成 AI の利用を希望する場合には、デジタル戦略課に事前相談すること。

なお、職員の個人アカウントによる ChatGPT、BingAI、Bard 等の生成 AI の利用については、組織として管理できないことから業務での利用を禁止する。

4 利用に関する遵守事項

職員が業務において生成 AI を利用する場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 生成 AI の業務利用を希望する場合は、デジタル戦略課へ申し出ること。
- (2) 入力情報が、生成 AI の学習データとして利用されないように設定すること。
- (3) 所属長は、利用の目的及び結果の活用方法をあらかじめ明確にし、所属単位で利用状況を記録すること。

5 用途

生成 AI の用途は次に掲げるものとする。

- (1) 文書の要約、翻訳または平易に書き改めること。
- (2) あいさつ文、メールまたはホームページ等の文面を作成すること。
- (3) 文章を校正、改善すること。
- (4) 公開されている情報や文章を表などに整理すること。
- (5) 着想を得るまたはアイデアを発展させること。
- (6) Excel マクロ等のプログラムを作成または修正すること。
- (7) その他、業務の効率化や行政サービスの向上に資するもの。

6 情報入力に関する遵守事項

- (1) 情報資産を利用する場合は、第三者に公開又は提供可能なものに限る。

- (2) 学習データに利用されなくても入力情報が外部サーバに一定期間保持されるため、三島市情報セキュリティ対策基準の情報区分Ⅰ（個人情報等個人若しくは法人に損失及び不利益を与える情報）、Ⅱ（事務又は事業の遂行に著しく支障を与える情報）、Ⅲ（公開前情報）で定める機密情報または個人情報などの入力を禁止とする。
- (3) 契約等により守秘義務を課された情報や、申請や届出など業務を通じて特定の目的のために入手した情報については、入力を禁止とする。
- (4) 第三者の著作物を入力すること自体は、著作権等の侵害には該当しないため許容される。ただし、著作物と同一又は類似した内容を入力する可能性があることから、得られた結果について既存の著作物や登録商標等に類似しないか調査すること。

7 生成結果の業務利用に関する遵守事項

- (1) 生成された結果について、誤りがないことや、公平性に問題がないこと、第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないことなどを複数の職員で確認し、必要に応じて加筆又は修正すること。
- (2) 個人などに関する虚偽の情報を生成する恐れがあり、名誉毀損・信用毀損に該当する可能性があるため厳重に確認すること。
- (3) 市が説明責任を負うことを踏まえ、得られた結果を業務等に用いることが適切か、所属として意思決定すること。

8 利用の停止

生成 AI の利用規約の変更、新たなリスクの発生等が認められた場合、デジタル戦略課は、一時的な利用の停止を決定し、その旨を職員に周知するものとする。

9 その他

本ガイドラインに関する疑義及び運用に関する相談については、デジタル戦略課において処理する。

附 則

本ガイドラインは、令和 5 年 8 月 1 日から施行する